

特殊公務災害、逆転認定 南三陸町犠牲の2職員

公務中に東日本大震災で犠牲になった宮城県南三陸町職員2人について、地方公務員災害補償基金宮城県支部の審査会は27日までに、特殊公務災害を認める裁決を下した。県支部に認定申請したが認められず、遺族が審査申請していた。裁決は18日付。県支部は今後、認定手続きに入る。

審査されていたのは、町戸倉公民館の男性館長＝当時（51）＝と男性職員＝同（29）＝。館長は公民館で住民の受け入れに従事し、男性職員は近くの防波堤で潮位確認などを行っていた。2人とも津波にのまれた。

県支部は目撃者がいないなどの理由で不認定とした。審査会は直前の目撃情報から、2人は避難誘導や情報収集活動に当たっていたと判断した。

特殊公務災害に認定されると一時金、年金とも公務災害の補償額の最大1.5倍が支給される。5月末現在、宮城県内では68人が認定の裁決を受けている。